

1 目的

前橋市総合福祉会館多目的ホール内電動イスの保守点検を行い、安全性の確保及び機能作動を良好に維持管理することを目的とする。

2 履行場所

前橋市日吉町二丁目 1 7 番地 1 0

前橋市総合福祉会館

3 業務内容

(1) 本体外観点検

ア 支柱、貫材、ブレーシング、ローラーカバー、その他構造部材に変形及び損傷がないかどうかを確認する。

イ 椅子、踏み板、幕板、手摺りに著しい損傷がないかどうかを確認する。

(2) 組立接合部点検

各部材を接合しているボルト、ナット、ピン類等の脱落又は緩みがないかどうかを確認する。

(3) 操作用スイッチ点検

ア スwitchの接点に損傷がないかどうかを確認する。

イ 本体との接合部、コネクター、ケーブル、スイッチボックスに著しい損傷がないかどうかを確認する。

ウ 前進、後退、非常停止の各スイッチの機能に異常がないかどうかを確認する。

(4) 制御装置点検

ア 制御板内各装置に著しい損傷がないかどうかを確認する。

イ 各リミットスイッチ等自動制御部品に著しい損傷がないかどうかを確認する。

ウ 引き出し時及び収納時に、所定の位置に正しく自動停止するかどうかを確認する。

(5) 駆動装置点検

ア モーター、ギアボックス、その他の駆動部品に著しい損傷がないかどうかを確認する。

イ モーター、ギアボックス、その他の駆動部品を固定しているボルト、ナットに緩みがないかどうかを確認する。

ウ 作動中のモーターに異常な発熱がないかどうか、また異常な音が発生していないかどうかを確認する。

(6) 起立装置点検

ア 椅子の起立、収納が確実かつ円滑に連動するかどうかを確認する。

イ 椅子の起立、伝動部品に適正な間隙があるかどうかを確認する。

(7) 配線ケーブル点検

配線ケーブル及び結線部に損傷がないかどうかを確認する。

(8) 絶縁テスト

制御盤、モーター部の絶縁性を確認する。

4 報告

- (1) 受託者は、保守点検業務を遂行するにあたり、作業工程表を委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、保守点検実施後、速やかに業務完了届を委託者に提出すること。

5 その他

- (1) 部品の取替え、分解整備等が必要な場合は、あらかじめ委託者の承認を得てから行う。
- (2) 業務の実施に際し、必要な工具類、測定器類、消耗品等は、受託者の負担とする。
- (3) 設備の修理等に係る費用について疑義が生じた場合は、別途協議する。ただし、受託者の過失により生じた修繕等については、受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項であっても、業務に関連するものについては、双方協議の上、履行すること。